施設等利用給付認定申請書(現況届)

(宛先) 姫路市長

年 月 日 保護者名 (施設等利用給付認定保護者) (※自署でない場合、この申請は無効となります。)

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し住民税の情報、世帯情報、生活保護関係情報等必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※認定日はこども保育課での受付日より遡ることはできません。

	Amberrace on him to grid active test too										
				認定希望日※				3	年	月	日
児	フリガナ		性別	生年月日			白	F齢 (R8	3. 3. 31	時点)	
児 童 名	氏名		男・女	年	月	日			歳	カック	月
認定種別	□ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(新2号) □ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり市民税非課税世帯に該当する(新3号※注)										
住所	現住所	現在、住民登録等をしている住所を記入して 〒 -	てください(方書、棟室番号なども	必ず記	入して	てくださ	(V)°)			
所	新住所	現住所が市外の場合、市内転入後の住所を記 〒 –	記入してくだ	さい。	(年	月	3 転刀	入転居予定	÷)

※注:上記「認定種別」が<u>(新3号)に該当する場合で、姫路市外に住所のあった方のみ</u>転入前市町村を記入してください。

令和8年1月1日時点の住所※1	(父親)	市・区・町・村	(母親)	市・区・町・村
令和7年1月1日時点の住所※1	(父親)	市・区・町・村	(母親)	市・区・町・村

^{※1} 姫路市外で現住所と異なる場合は、記入した転入前市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書)を添付してください。

同居者を全員記入してください(申請児童を除く)。

	児童と の続柄	フリガナ 氏名	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	別居 ※ 2	連絡先	連絡優先順	頁位 ↓
(同民中	父			勤務先等電話		【父携帯電話】		
(同居者全員及び間	母			勤務先等電話		【母携帯電話】		
及び別居の保				勤務先等電話		【自宅】		
別居で生計同				勤務先等電話		【その他()】		
一の方を記入)				勤務先等電話				
記者 入				勤務先等電話				
※9 甾身		即早で生計を一に 1 でいる 世帯員が		勤務先等電話				

※2 単身赴任等、別居で生計を一にしている世帯員がいる場合には別居欄に○を記入してください。

<必ず裏面も記入してください>

受	寸者						
	Z	Ł"	も	コ	_	۲,	

幼稚園等と預かり保育を利用中/利用予定の方は①に、認可外保育施設等を利用中/利用予定の方は②に記入してください。

①幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部を1号認定で教育利用する(予定含む)方は記入してください。

フリガナ		〒	_	Tel	()	
施設名	所在地							
旭权石	利用開始(-	予定)日			年	月	月	

②認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

施設名	利用するサービス の種類	所在地	利用開始(予定)日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL:	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL:	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 — TEL: — —	年 月 日

認可外保育施設等を利用(予定)し、認可保育施設の申し込みを行っていない方は、その主な理由一つにチェックしてください。 (認可保育施設を申し込み、保留となっている方以外は<u>必ず</u>記入してください。)

既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため□	
利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため	
(希望する保育時間: 時~ 時)	
利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため	
その他()

該当する区分にチェックし、証明書類を確認してください、

※証明書類で*印がついているものは所定の様式があります。

ホームページ(https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008805.html)に掲載しておりますのでそちらをご利用ください。

区分	父親 の状況	母親の状況
	雇用されている方	雇用されている方
	⇒ 証明書類 ①就労証明書*	
	自営業 (手伝い含む)	自営業 (手伝い含む)
	⇒ 証明書類 ①就労証明書*	
	※父母自身が事業主の場合は、ご自身で就労証明書を	記入してください。
就労 (月48時間以上の就労)	(契約書、請求書、領収書等の写しで直近3ヵ月以内 配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされてい の直近の確定申告書第二表(自営業主の確定申告書第	い場合、屋号や個人名が記載された売上や収支がわかる書類のもの)る方は団または母のいずれか1点を必ず添付一表及び第二表の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載イムスケジュール(こども保育課ホームページ「施設等利用給さい。)
—————————————————————————————————————		(出産予定日) 年 月 日
(出産前後2か月に限る)	⇒ 証明書類 ①母子手帳の「氏名・交付番号	
疾病・障害等		
沃州 译音寺	⇒ 証明書類 ①診断書*	
介護・看護		
月 设 " 但 设	⇒ 証明書類 ①看護等確認書・診断書*	
災害復旧		
火台後山	⇒ 証明書類 ①地区の消防署長の確認書	
求職活動等 (認定期間は90日)	⇒ 証明書類 ①誓約書兼就労予定申立書*	
	※雇用保険受給資格者証、ハローワークカードが	ぶある場合はその写しも添付してください。
就学		
孙 丁	⇒ 証明書類 ①職業訓練学校・大学等の在学	証明書 ②在学期間・時間等が記載されたもの

※3 障害による手帳等の交付を受けている方は身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級) の写しでも可。介護・看護の場合はそれに加えて介護保険被保険者証の写し(要介護3~5)でも可。

ひとり親家庭又は 両親不在の家庭の方 上記に該当する書類に加え、①~③のうちいずれか1点が必要です。

①母子家庭等医療費受給者証②児童扶養手当証書③申請者(保護者)の戸籍全部事項証明書(証明日から3か月以内のもの)